

千葉市一般廃棄物処理施設基本計画（令和８年７月改定版）の概要

改定内容 「第５編：新最終処分場基本計画」を追加した。第１編と第５編の差異は第５編を優先する。

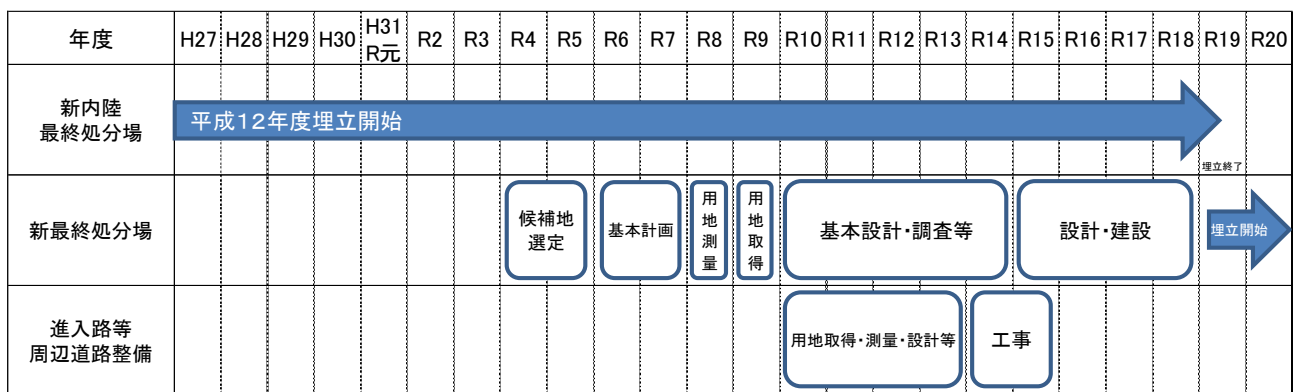
第５編：新最終処分場基本計画

■ 新最終処分場の整備方針

- ・新内陸最終処分場の埋立終了時期に合わせた供用開始を目指し、計画的に整備を進める。
- ・若葉区富田町地内の最優先候補地を建設地として決定する。
- ・通常の生活ごみに加えて、災害時に処理が必要となる災害ごみも含めて埋立容量を確保する。
- ・早期安定化・早期廃止を十分考慮し、建設費のみではなく、維持管理費も含めて総合的に経済性の高い施設を目指す。

■ 新最終処分場の整備スケジュール

令和１９年度中の埋立開始を目指す。進入路については、施設の建設工事着手前に整備完了する。



■ 新最終処分場の埋立対象物・廃棄物容量

埋立対象物は通常の生活ごみに加えて、災害時に処理が必要となる災害ごみも対象とする。

分類	品目	対象量（m ³ ）	備考
生活ごみ	溶融飛灰処理物（新清掃）	219,282	埋立期間 15年間
	飛灰処理物（新港）		
	主灰（新港）		
	不燃残渣（新リサイクル） 直接埋立物		
災害ごみ	溶融飛灰処理物（新清掃）	13,395	
	飛灰処理物（新港）		
	主灰（新港）		
	不燃物	82,182	
計		314,859	

■ 新最終処分場の施設構造・浸出水処理水の放流先

施設構造は安全性、環境配慮、経済性等に優れている被覆型処分場とする。放流先は鹿島川放流に比べて水質基準が相対的に緩やかであり、早期の廃止が見込まれる下水道放流とする。